

愛媛県県営住宅施設賠償責任保険契約の締結に関する覚書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、「県営住宅施設賠償責任保険契約」に関し、次のとおり覚書を締結する。

第1条 甲は、甲を保険契約者及び被保険者とする本保険の申込みを乙に対して行い、乙はこの覚書並びに賠償責任保険・普通保険約款及び施設所有（管理）者特約条項の規定に従い、保険金を支払う責に任じる。

第2条 愛媛県所有の県営住宅施設

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| (1) 県営住宅建物延床面積 | 319,342.29 m ² |
| (県営住宅集会所面積 | 2,935.52 m ² を含む) |
| (2) 県営住宅敷地面積 | 443,645.42 m ² |
| (県営住宅幼児遊園面積 | 29,815.35 m ² を含む) |
| (3) 県営住宅昇降機 | 30 基 |

甲は、保険契約期間中、増減する自己の所有、使用又は管理する全ての上記施設を付保の対象とするものとする。

第3条 本保険契約には、別途特約として漏水担保特約条項が適用となる。

第4条 本保険の1保険者当たりの補填限度額は、次のとおりとする。

(1) 施設所有管理者特約

身体賠償	1名につき	1億円
	1事故につき	30億円
財物賠償	1事故につき	2,000万円
免責金額	なし	

(2) 昇降機特約

身体賠償	1名につき	1億円
	1事故につき	30億円
財物賠償	1事故につき	2,000万円
免責金額	なし	

第5条 本保険の契約金額は 円とする。

第6条 甲は、上記施設内で事故等の発生があった場合、速やかにこれを乙に連絡するものとする。

乙は、甲の報告に基づき、事故の内容及び損害賠償責任の有

無の調査等適切な措置を講じるものとする。

また、甲は、乙の要請により必要に応じて、これに協力するものとする。

第7条 乙は被害者（代理人を含む。以下「被害者側」という。）の保険金請求に関し、必要と認める関係書類の閲覧又は提出を甲に対し行うことができるものとし、甲はこれに協力するものとする。

第8条 損害賠償額について、被害者側と示談交渉が調わず訴訟に持ち込まれた場合は、乙は、甲の訴訟遂行に協力するものとする。

第9条 本覚書は、令和8年4月1日から効力を生じ、有効期間は1年間とする。

第10条 本覚書の内容及び運用に疑義が生じ、又は本覚書に定めのない事態が生じた場合は、甲乙協議して決定するものとする。

上記のとおり覚書を取り交わした証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県

愛媛県知事 中村時広

乙